

# 会報

第105号

平成24年7月18日

新潟県特別支援教育研究会事務局

新潟市中央区白山浦1-207-3

新潟市立鏡淵小学校内

Tel 025 (265) 4111

Fax 025 (265) 4112

発行: 文久堂

## 特別支援教育時代の到来



新潟県特別支援教育研究会

会長 毛利 隆二

本県における小・中学校の特別支援学級数は昨年度千学級を超え、今年度も増加し、千百十七校を数えています。また、特別支援学級が設置されている学校の割合（特別支援学級設置校率は八十パーセントになるとのことです。私が勤務する学校にも特別支援学級が四学級設置されていますが、特別支援学級が設置されていることを学校経営上の強みにしたいと思っております。そのメリットを次のように受け止めているからです。

- 一 障害のある子もいない子も学校の中で自然な交流ができ、互いの生活経験を豊かなものにするができること
- 二 障害のない子にとって、小・中学生のときに障害のある子と直接ふれ合うことにより、障害への偏見や差別を取り除くことができること
- 三 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもについて、特別支援学級担任に気軽に相談できること。さらに教員の児童生徒

観を豊かにできること

また、昨年度の県小学校長会の調査によると通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の割合は各学年とも四・五、五・八パーセントで、五年前の調査より二ポイント程度増加しているとのことでした。

さて、特別支援教育が「障害のある子の教育」から「特別な教育的ニーズをもった子どもへの教育」に対応するものであることは、これまでの取組等により周知されていることです。さらに、特別支援教育を推進することは「どの子どもも大切に「教育」につなげることが明確になっています。したがって特別支援教育の理念を学校教育の中核にすることは全ての子どもにとって充実した有意義な学校生活の実現に資するものになります。

特別支援教育の理念と、特別な支援を要する子ども数の増加をふまえ、特別支援教育は教育課程の教科等として位置付けられるものと、教育目標を達成するための重要な機能として教育課程外の教育活動において位置付けられるものとなつていきます。ということは、全ての教員が特別支援教育を主体的に学び、実践していくことが求められます。特別支援教育にかかわる仕事を特別支援教育を専門とする教員に任せることは許されないこととなります。特別支援教育への転換が図られてから五年が経ちます。「インクルーシブ教育」のもと、「特別支援教育」が特別でない「支援教育」と呼ばれるようになることも考えられます。

本特別支援教育研究会は県内各地での確かな特別支援教育の取組の一助となるべく、今年度も諸活動を展開してまいりますので、ご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 平成二十四年度

#### 主な行事予定

- 五月 特別支援学級・通級指導教室担当者名簿発刊  
第一回理事・評議員会
- 六月 各研究部研修予定集約
- 七月 会報105号発刊  
言語・難聴部
- 八月 自閉症・情緒障害部  
肢体不自由・病弱・身体虚弱部  
知的障害部研修  
関プロ長野大会
- 九月 上越地区特別支援教育研究大会  
糸魚川大会
- 十一月 全特連全国大会北海道大会 (20・21日)  
中越地区特別支援教育研究大会  
加茂・田上大会 (29日)
- 十二月 下越地区特別支援教育研究大会  
新潟大会 (30日)
- 第二回理事会 (1日)  
会報106号発刊

## 特別支援教育を支える法律



新潟大学教育学部  
教授 長澤 正樹

### 一 特別支援教育の法的根拠

特殊教育から特別支援教育への転換は、学校教育法施行規則の一部改正（平成十九年二月）、特別支援教育の推進について・文部科学省局長通達（同年四月）に基づいておこなわれます。「本日も付をもって、特別支援教育が法的に位置づけられ（略）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校（略）において行う（以下略）」という局長通達の中の文言から、もはや特別支援教育は、特別な場だけではなく公教育全体で実施することが示されておこなわれます。

### 二 障害者基本法

我が国の障害者福祉のあり方を定めた法律が障害者基本法です。平成五年に制定され（心身障害者対策基本法の抜本改正）、平成十六年に改正、そして平成二十三年八月に新しい基本法が施行されました。私が考える学校教育に係るポイントをお示しいたします。

・発達障害が障害として位置づけられた  
すでに発達障害のある人は自立支援法の対象になっておりましたが、基本法に位置づけられたのは今回が初めてです。

### ・社会的モデルによる障害の定義

「障害」とは、いまだに欠陥とか不具合ととらえる人が多いのですが、そうではなく、心身

機能の問題（個人要因）と社会的障壁（環境要因）によって日常生活に制限を受ける状態にあることをもって、障害と定義しました。この考えを社会的モデルといえます。例えば、脳性マヒで校内を移動できないのは、脳性マヒによる心身機能の問題（個人要因）と、もう一つは校内にある段差などの社会的障壁（バリア）の存在（環境要因）のためと解釈されます。この子が他の児童生徒と同じ日常生活を送るためには、学校は社会的障壁を取り除くこと、バリアフリーに取り組まなければならないのです。

・ふたつの差別・合理的配慮という考え方

今回の改正には、障害のある人への差別の禁止が強調されていると思います。障害者制度改革推進会議が、基本法の改正にとどまらず、差別禁止法の制定、そして国連の障害者権利条約の批准までを見通した法改正を考えているからでしょう。差別とは、①分離による差別と、②合理的配慮がなされない差別のふたつを明確にしております。障害を理由に通常の学級に入れないのは分離による差別、通常の学級に入っても障害に配慮した支援をしないのが合理的配慮のない差別です。ここでいう合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」（文部科学省、二〇一二）です。要するに、障害のある子どもが障害のない子どもと同じ教育を受けるために必要となる特別な支援を指しております。ワーキングの報告には合理的配慮の例を知的障害や発達障害も対象に示しており、今後、通常の学級に在籍するこれらの子どもたちにもどう保障するか、教育現場で検討する必要があります。

なお、障害のある子どもがみんなと同じ教育を受けられるためには、合理的配慮の前に「基礎的環境整備」を実施する必要があります。この基礎的環境整備とは、今教育現場で話題の中心となっている「学習のユニバーサルデザイン」の考え方だと思われれます。つまり、通常の学級では、障害のある子どもに限定せず学習のユニバーサルデザインを保障しなければならぬ、ユニバーサルデザインでも十分に学習が保障されない場合は、子どもひとりひとりにあった合理的配慮が保障されなければならないのです。

・インクルーシブ教育をめざす

基本法の基本的施策の中に教育の項目があります。ここには、障害のある子どもも可能な限り通常の学級で障害のない子どもと一緒に教育を受ける「インクルーシブ教育」の方向性が示されています。ただし、このことは特別支援学校や学級の存在を否定することではありません。障害によって教育措置を一元的に定めることを見直すところへた方がよいでしょう。

三 さらにもうふたつの法律

・改正障害者自立支援法（平成二十四年四月施行）  
自立支援法を抜本的に見直すまでのつなぎ法と位置づけられております。今回の改正で、障害種別に分かれていた施設を一元化すること、そして放課後等デイサービスや保育所などの訪問支援が創設されました。

・障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成二十四年十月施行予定）  
もはや説明は不要ですね。障害のある子どもへの不適切な対応は、この法律に反する行為となります。

四 おわりに

法律は普段あまり意識することはないと思いますが、コンプライアンスの観点から、今一度関心を持っていただきたいと思います。

### 平成24年度 県特支研 役員

※敬称略

会 長	毛利 隆二 (鏡淵小)		
副 会 長	熊木 泰広 (南本町小)	丸山 修 (三条小)	竹内 淳一郎 (新潟市立東特別支援)
理 事	①小林 啓一 (新井中央小)	②平田 敏則 (大洲小)	③島倉 昭宏 (千手小)
	④原田 完二 (今町小)	⑤本田 俊夫 (北辰小)	⑥齋藤 進一 (新津第一小)
	⑦片野 亨 (光晴中)	⑧齊川 豊 (万代長嶺小)	⑨浜田 尚 (小針小)
	⑩東山 泰生 (外ヶ輪小)	⑪佐野 一彦 (金屋小)	⑫金内敬太郎 (五泉小)
	⑬風間 昌平 (真野中)	⑭大野 俊哉 (県立高田特別支援)	
	⑮平野 正史 (県立小出特別支援)	⑯藤村 修 (新潟市立西特別支援)	
会計監査	池原 栄一 (糸魚川小)	今井 信雄 (長岡・新町小)	伊藤 喜一 (水原小)

### 平成24年度 県特支研 評議員

※敬称略

上越地区	上 越	井澤 文夫 (飯小)	柏崎・刈羽	池田 和弘 (半田小)
		齋藤 英男 (浦川原中)		荻野 健一 (東中)
	糸 魚 川	伊野 啓一 (大和川小)	妙 高	三田 吉夫 (斐太北)
中越地区	長岡・三島	小林 詞子 (栖吉小)	三 条	湯浅 昭司 (長沢小)
		本間 秀宜 (大島中)		八幡 和男 (第一中)
	燕・弥彦	鈴木 正尚 (燕西小)	加茂・南蒲	太田 正純 (葵中)
	見 附	山口 玲子 (名木野小)	小 千 谷	松井周之輔 (小千谷中)
	十日町・中魚	石塚 彰雄 (川治小)	魚 沼	須田 文彦 (広神西)
	南 魚 沼	牛木 善博 (湯沢中)	新 発 田	南雲 正紀 (佐々木小)
下越地区	北 蒲	遠山 彰 (蓮野小)	胎 内	浮須 洋子 (きのと小)
	村上・岩船	野澤 一吉 (関川中)	五 泉	浪花 健一 (五泉北中)
	阿 賀 野	本間 正人 (笹岡小)	東 蒲	橋谷田裕治 (津川小)
	佐 渡	本間 健人 (加茂小)	新潟・北区	佐藤 秀夫 (葛塚東小)
	新潟・東区	稲垣 知 (東中野山小)	新潟・中央区	小林 和男 (栄小)
	新潟・江南区	板垣 徳衛 (横越中)	新潟・秋葉区	藤田 哲也 (新津第二小)
	新潟・南区	田中 和之 (白根第一中)	新潟・西区	片桐 宏之 (立仏小)
	新潟・西蒲区	藤卷 隆二 (鎧郷小)	視 覚 障 害	小西 明 (県立新潟盲)
特別支援校	聴 覚 障 害	横田 敏盛 (県立長岡聾)	病 弱	中田 俊幸 (県立柏崎特別支援)
	肢 体 不 自 由	上野 秀樹 (県立上越特別支援)	知 的 障 害	塩原 隆之 (県立佐渡特別支援)

### 県特支研のホームページをご覧ください。

- 県特支研の役員、事業、会報などの情報や特別支援学校へのリンクはこちらから
- 地区大会・研究部の情報はここから
- 個人・団体の実践を広くご紹介いたします。
- 新規事業として特別支援学校のセンター的機能活用のための、アンケート調査の結果などを載せていきます。(後期以降の予定)



## 24年度 研究大会の紹介

# 全国特別支援教育 研究連盟関連

### 第51回全日本特別支援教育連盟 全国大会 北海道大会

テーマ「地域に交わり、生活を楽しみ、  
働く子供を目指して」  
～子供たちの社会自立に  
つながる特別支援教育とは～

期 日 9月20日(木)、21日(金)

会 場 札幌市民ホールほか

#### 県内職員派遣

第15分科会：職業教育と進路指導・就労  
支援(余暇を含む)

(授業者) 県立江南高等特別支援学校  
久保田 健 教諭

(授業会場) 北海道小樽高等支援学校

### 第46回関東甲信越地区特別支援教育 研究協議会 長野大会

テーマ「一人一人が生き生きと輝き、  
豊かに生活していくための  
支援を目指して」

期 日 8月10日(金)

会 場 長野市若里市民文化ホール  
長野市立芹田小学校

#### 県内職員派遣

第9分科会：特別支援学級における基礎的な  
表現能力の育成と楽しさや喜び  
を感じ取らせるための試み

(提案発表者) 村上市立猿沢小学校  
澤野 雅子 教諭  
(司会者) 村上市立保内小学校  
東海林 るみ子 教諭

第17分科会：特別支援学校高等部における  
職業教育の充実

(提案発表者) 新潟大学附属特別支援学校  
酒井 慎一郎 教諭  
(司会者) 新潟大学附属特別支援学校  
廣川 豊士 教諭

## 新潟県特別支援教育研究会関連

### 各部の研修予定

知的障害部 ..... 8月9日  
会場：白根学習館ラスベックホール

自閉症・情緒障害部 ..... 8月1日  
会場：万代市民会館

肢体不自由・病弱・身体虚弱部  
..... 8月3日  
会場：見附市立今町小学校

言語・難聴部 ..... 7月27日  
会場：新潟ふれ愛プラザ

### 各地区研究大会の開催

上越地区特別支援研究大会糸魚川大会  
期日 8月22日(水)  
会場 糸魚川市ふれあいセンター

中越地区特別支援研究大会  
加茂・田上大会

期日 11月29日(木)  
会場 加茂文化会館

下越地区特別支援研究大会新潟大会

期日 11月30日(金)  
会場 ユニゾンプラザ